

日常生活用具給付（紙おむつ）の手続きの流れ

紙おむつの支給に関して、その他の日常生活用具と異なり、以下の方法のどちらかを選択し、給付を受けることができます。

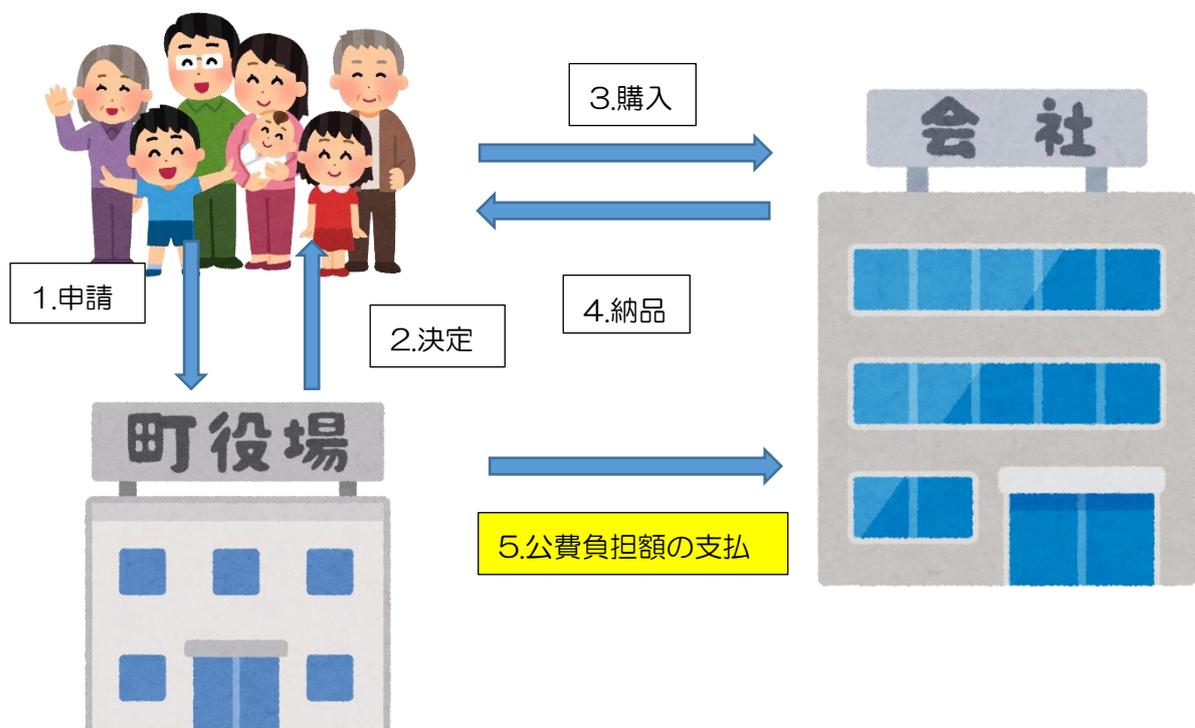
①町が委託している福祉用具取り扱い事業者が給付額を代理で受け取る（以下、「代理受領」という。）

②用具代金を一旦全額支払い、後日福祉課で返還の手続きを行う。（以下、「償還払い」という。）

それぞれの手続きは以下のとおりです。

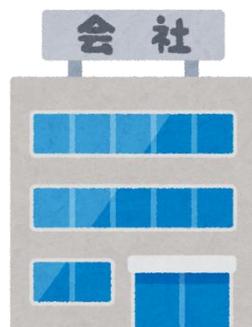
【①代理受領について】

1. 申請	購入前に福祉課へ以下の書類を提出。 ・日常生活用具給付申請書 ・購入予定の用具の見積書（業者が作成） ・身体障害者手帳または療育手帳 A の写し ・医師意見書（※） 申請書は年度ごとに提出が必要です。	※医師意見書には排尿排便の意思表示が不可能かどうかの記載をお願いします。
2. 決定	所得審査等を行った上で、対象者として決定した場合は、決定通知書及び支給券を郵送。（申請から約2週間）	
3. 購入	決定通知書等が届いたら、業者へ連絡の上、決定通知書等に記載のある『自己負担額』を事業者へ支払う。 ・支給券は業者へ提出。	
4. 納品	紙おむつが納品	



【②償還払いについて】

1. 申請	<p>購入前に福祉課へ以下の書類を提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活用具給付申請書 ・ 購入予定の用具の用具名と金額が分かる書類または見積書（1か月分） ・ 身体障害者手帳または療育手帳Aの写し ・ 医師意見書（※） <p>申請書は毎年、年度ごとに提出が必要です。</p>	<p>※医師意見書には排尿排便の意思表示が不可能かどうかの記載をお願いします。</p>								
2. 決定	所得審査等を行った上で、対象者として決定した場合は、決定通知書を郵送。（申請から約2週間）									
3. 購入	<p>決定通知書等が届いたら、対象物品を購入。以下の内容が記載された領収書を必ず発行依頼してください。</p> <p>※決定日以前に購入したものは助成対象外です。</p> <p>※領収書の宛先はご本人（児童は保護者）名に物品名と、対象者名（〇〇様分）が分かるように記載。</p>									
4. 返還請求	<p>下記の期間ごとに手続きが必要です。以下の書類を福祉課へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書 ・ 決定通知書 ・ 振込口座情報が分かる書類 ・ 印鑑 ・ 請求書（※指定様式） 	<p>※申請時から価格が変動した場合は、決定通知書に記載のある「公費負担額」が助成金となります。（「公費負担額」と「実際の購入金額」のいずれか低い方。）</p> <p>※送料については助成対象外です。</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用具購入期間</th> <th>請求書提出期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月～7月まで</td> <td>8月15日</td> </tr> <tr> <td>8月～11月まで</td> <td>12月15日</td> </tr> <tr> <td>12～3月まで</td> <td>4月15日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※提出期日を過ぎた請求は対象外となります。また、購入期間内の請求は1回にまとめて提出してください。</p>	用具購入期間	請求書提出期限	4月～7月まで	8月15日	8月～11月まで	12月15日	12～3月まで	4月15日	
用具購入期間	請求書提出期限									
4月～7月まで	8月15日									
8月～11月まで	12月15日									
12～3月まで	4月15日									
5. 振込	指定口座へ給付金を振り込みます。（請求書提出から約1か月）									



【問い合わせ先】
 猪名川町役場福祉課 障害福祉担当
 TEL：072-766-8701
 FAX：072-766-8895
 メール：syougai@town.inagawa.lg.jp